

審 議 経 過

令和3年度第1回伊万里市地域包括支援センター運営協議会

令和3年8月25日（水）14時～15時30分
伊万里市役所 4階 大会議室

	団体名	委員氏名	出欠
1	伊万里市老人クラブ連合会 会長	中島 馨	出
2	一般社団法人伊万里・有田地区医師会 顧問	水上 忠弘	出
3	伊万里・有田地区歯科医師会 会長	吉永 信秀	出
4	伊万里有田薬剤師会 会長	岡村 優治	出
5	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会 事務局長	中野 大成	出
6	社会福祉法人長生会 特別養護老人ホーム長生園 園長	吉富 達夫	欠
7	社会福祉法人伊万里敬愛会 敬愛園施設長	下平 富雄	出
8	社会医療法人謙仁会 山元記念病院 地域医療連携施設 課長	松本 朋子	出
9	公益社団法人伊万里市シルバー人材センター福祉家事援助 コーディネーター	山下 智恵子	出
10	ふれあいサロン 向山なごみの会 代表	松永 久美子	欠

・事務局（地域包括支援センター）

松尾所長、力武副所長、川内係長、前田、西口、大庭、川内、松本

・傍聴者 なし

〔要 点 記 録〕

1. 開会

事務局 皆様こんにちは。本日は、皆様方、大変お忙しい中、ご出席いただきましてあ
(松尾課長) りがとうございます。
ただ今から、令和3年度 第1回伊万里市地域包括支援センター運営協議会
を開会します。

2. 辞令書の交付

事務局 初めに、協議会委員の皆さまに辞令書の交付を行います。
(松尾課長) 今回は任期満了に伴う3年に1回の交代時期となっておりますので、まず、
委員の皆様の紹介をさせていただきます。
(一覧表の順に読み上げて紹介)
以上でございます。

それでは、辞令書の交付に移ります。時間の都合上、代表して伊万里市老人クラブ連合会会長の中島馨様にお受け取りをお願いいたします。

(辞令書を読み上げて交付)

これをもちまして辞令書の交付を終わらせていただきます。

3. あいさつ

事務局 ここで、深浦市長がご挨拶を申し上げます。

(松尾課長)

深浦市長 (市長挨拶)

事務局 ありがとうございました。市長はこの後、他の公務がございますので、ここで
(松尾課長) 退席させていただきます。

4. 協議事項

(1) 会長及び副会長の選出

事務局 それでは協議に入りたいと思いますが、今現在、委員 10 名中 8 名の方にご出席
(松尾課長) 席をいただいております、委員の半数を超えておりますので、協議会設置要綱第 6
条に基づき、定数に達していることをまずご報告いたします。

それでは、次第の協議事項『第 4 の (1) 会長及び副会長の選出』をさせていただきます。設置要綱第 4 条の規定により、会長は委員の皆様の互選で決めて頂く事になっております。事務局側としてはどなたかご推薦をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

中野委員 よろしいでしょうか。会長といたしまして、水上委員さんを推薦したいと思います。
 よろしくお願いいたします。

事務局 先ほど中野委員様から、会長として「水上委員に」とお声が上がりましてけれども、皆様にご異議がなければ会長を引き続き、伊万里・有田地区医師会顧問
(松尾課長) の水上様をお願いしてよろしいでしょうか。

《全員頷く》

それでは皆様方にご承認をいただいたということで、水上委員様、会長をお願いいたします。

水上会長 はい。

事務局 次に副会長につきましては、第 4 条第 3 項により会長が指名することになって
(松尾課長) います。水上会長様から副会長の指名をお願いします。

水上会長 前回、中島委員さんをお願いしていたと思うんですけども、今回もよろしく
お願いします。

中島委員 私でいいでしょうか。
水上会長 ぜひ。

事務局 それでは、水上委員様より中島委員様にご了解いただいたということになり
(松尾課長) ます。ここで水上委員様からご挨拶をいただければと思います。

水上会長 (会長挨拶)
それでは早速議題に入りたいと思います。4 の (2)『令和 2 年度地域包括支援
センター事業実施状況』について事務局から説明をお願いします。

(2) 令和 2 年度地域包括支援センター事業実績状況について

事務局 『令和 2 年度 伊万里市地域包括支援センター 包括支援系の事業実施状況』
(西口) についてご説明します。

地域包括支援センターは平成 18 年度に設置され、今年で 15 年目になります。
ご説明します資料では設置された 18 年度、その 5 年後の 23 年度、さらに 5
年後の平成 28 年度以降のデータを提示しております。

(ページ番号ではなく、スライド番号ごとに説明)

スライド 2 番 こちらは「伊万里市の認定者数の推移」になります。下に説明書きがございま
すが、R2 年度の第 1 号被保険者の要支援・要介護認定者数は 3,290 人で、平
成 26 年度の 3,407 人をピークに緩やかに減少しています。
また、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しておりまし
て、介護予防・生活支援サービス事業の対象者数は平成 29 年度 193 人でした
が、令和 2 年度は 125 人とこちらも減少しております。

スライド 3 番 「伊万里市の人口と高齢化率の推移」です。
表を見て頂きますと、一番左、平成 23 年の人口は 57,916 人ですが、一番右
の令和 2 年は 54,580 人となっており、下説明書きの部分ですが、市の人口は
減少し、65 歳以上の高齢者人口と 75 歳以上の後期高齢者人口は増加してお
り、高齢化率も年々上昇している状況でございます。

スライド 4 番 「地区別の高齢者数と高齢化率」です。令和 3 年 4 月 1 日現在のものではござ
いまして、高齢者数で見ますと大坪、立花、山代地区の順に多く、高齢化率で
見ますと山代、大川、波多津の順に高い状況です。

スライド5番 「地区別の認定者数と認定率」です。令和3年4月1日現在のもので、認定者数で見ますと、立花、山代、二里の順に多く、認定率で見ますと牧島地区が一番高く 20.5 ポイント、次いで黒川・南波多地区が 20.1 ポイントとなっております。

スライド6番 「年齢別の要支援・要介護認定者数」です。令和3年4月1日現在のものです。認定率は、年齢別で大きく違いがあり、高齢になるほど認定率は高く、80歳以上では性別での差が顕著になっています。

スライド7番 「日常生活自立度Ⅱa以上の年齢別の認知症高齢者数」です。ランクⅡaは日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が家庭の外でもみられる状態で、たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つといった症状や行動が例としてあげられます。黒い丸の折れ線はそれぞれの年齢別人口に占める認知症患者の割合になります。

スライド8番 「総合相談支援業務 の地域包括支援センター分」です。
平成18年度に地域包括支援センターが設置され、翌19年度から相談台帳の作成・入力・集計を開始しましたので、平成19年度以降の件数になります。

説明書きがございますが、地域包括支援センターでは本人、家族、民生委員、医療機関などからの相談に応じ、適切な機関や制度、サービスにつなぐ支援を行っています。

継続の相談件数が増加している理由としましては、経済的問題・認知症に関すること・虐待疑いといった、時間を要し、経過が長くなる相談が増加していることがあげられます。

スライド9番 「相談内容の延べ件数」です。濃い色のものが令和元年度、薄い色のものが令和2年度でございます。下に説明書きがございますが、令和2年度の相談内容は、介護・福祉・民間サービスに関すること、認知症疑いに関すること、成年後見制度に関すること、経済的問題に関すること、アルコールに関すること の順に多く、虐待疑いに関する相談については令和元年度と比べ減少しております。

スライド10番 「相談者の延べ件数」です。スライド9番と同じく、濃い色が令和元年度、薄

い色が令和2年度で、下に説明書きがございますが、令和2年度の相談者は、本人、別居家族、医療機関、サービス事業所、ケアマネの順に多くございました。棒グラフの一番右に「その他」とございまして、その内訳としましては、定着支援センター、郵便局、県営住宅、後見人などがございます。「同居家族」からの相談は令和元年度と比べ減少しております。

スライド11番 「総合相談支援業務 の在宅介護支援センターブランチ分」です。
下に説明書きがございますが、市内5ヶ所の在宅介護支援センターに高齢者相談を委託しておりまして、介護保険サービスが必要と思われる利用につながりにくいケースや見守りが必要なケースに対し訪問等を行っていただいております。
平成29年度は認知症初期集中支援推進事業の支援対象者として移行したケースがあるため、延人数が減少しております。

スライド12番 「権利擁護業務 高齢者虐待相談への対応状況」でございます。
平成18年度以降の高齢者虐待相談および認定の件数でございまして、説明書きがございますが、平成25年から佐賀県社会福祉士会・佐賀県弁護士会と高齢者虐待対応支援業務 三者契約を結び、指導・助言を受けております。
令和2年度に受け付けた虐待相談が16件、そのうち虐待の事実ありと判断したケースが9件ございまして、そちらのケースの詳細を次のページ、スライド13番、下の14番に記載しております。

スライド13番・14番 養護者とは虐待をした者でございまして、令和2年度については配偶者や子、嫁、孫、甥などがあり、虐待を引き起こした要因としては養護者の経済的問題や精神的疲労、ストレスによるものであったり、また高齢者本人の認知症による言動の混乱や本人と養護者の関係性によるものなど、様々ございました。

スライド15番 表の下に説明書きがございますが、高齢者虐待防止法に基づき、相談・通報を受け、事実確認調査を行い緊急性の判断をします。そこで、入院・入所・短期入所サービスなどの緊急保護の必要性について協議し、ケースによって経過観察、成年後見制度活用などの対応をとります。

スライド16番 「高齢者成年後見制度利用支援事業」の実施状況です。説明書きがございますが、認知症等により判断能力を欠く方に対し、2親等内に申立人となる人が存在しない場合に家庭裁判所に対して審判請求の市町村長申立てを行います。対象者が低所得の場合に、審判請求にかかる費用及び後見開始に伴う後見人への報酬の一部を助成します。

スライド17番 「包括的・継続的ケアマネジメント支援」の実施状況で、関連する 5 つの事業について記載しております。下に説明書きがございまして、地域包括支援センターは伊西地区介護支援専門員連絡協議会の事務局を担い、介護支援専門員同士のネットワーク、介護支援専門員等の実践力向上の支援など、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携・協働によりケアマネジメント支援を行っております。

スライド18番 「地域ケア会議推進事業」の実施状況です。こちらについては、一点訂正をお願いします。①番「地域ケア推進会議」の下が⑧番になっておりますが、こちらを②番に訂正願います。

下に説明書きがございまして、伊万里市 地域ケア会議 設置要綱を定め、平成 30 年度から介護保険法第 115 条「地域ケア会議推進事業」に位置付けて実施しております。

スライド
19 番・20 番 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施状況でございます。この事業は、地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進することを目的とした事業です。事業の項目は 8 つ、(ア) から (ク) までございます。スライド 20 番、(キ) の部分ですが、広報部会で作成された「わたしの想い」については、本日配布分の資料としてお席に準備しております。令和 2 年度の実施内容についてはご参照ください。

スライド
21 番・22 番 「生活支援体制整備事業」の実施状況です。この事業は生活支援コーディネーターの配置や話し合いの場である協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進することを目的とした事業です。平成 30 年度から事業の一部を市の社会福祉協議会に委託し、市内 13 地区で毎年度地域座談会を開催しております。

スライド
23・24 番 「認知症総合支援事業 認知症初期集中支援推進事業」の実施状況です。23 番の左上に記載しておりますとおり、この事業は医療や介護サービスにつながない認知症の方に対し、早期診断・早期対応を行っていく事業でございます。令和 2 年度の検討委員会、チーム員会議の参加者はこちらのとおりでございます。

令和 2 年度の対象者数は前年度からの継続分を含め 9 名です。対象者 9 名の

平均年齢は 80 歳、女性 8 名、男性 1 名、支援の結果、サービスにつながった、ランチでの定期訪問につながった、施設入所されたなどで支援終了となった方が 5 名、令和 3 年度へ継続となった方が 4 名いらっしゃいます。

スライド 25 番 「介護給付費点検・指導事業」の実施状況でございまして、担当は長寿社会課の介護給付係になります。

下に説明書きがございまして、介護サービス利用者に対して、利用回数・負担額等の実績を記載した通知書を送付し、事業者側からの請求との整合性を確認して頂きます。また、サービス提供者に対して、ケアプラン点検を実施しており、令和 2 年度は計 10 回 38 件点検を行いました。

スライド 26 番 「高齢者紙おむつ給付事業」の実施状況です。説明書きがございまして、市民税非課税世帯又は生計中心者が所得税非課税の世帯のうち、在宅の 65 歳以上で、常時失禁状態にある高齢者に対し紙おむつを支給することで家族の経済的負担を軽減することを目的とした事業でございまして。

スライド 27 番 「介護保険 住宅改修理由書作成支援事業」の実施状況です。説明書きがございまして、居宅介護支援の提供を受けていない要支援・要介護者が、居宅介護及び居宅支援住宅改修の申請を円滑にできるよう、住宅改修理由書作成の支援を行った事業所に対して、一件当たり 2,000 円の委託料を支払う事業です。

スライド 28 番 「愛の一声運動推進事業」は、民生委員・児童委員協議会に委託しておりまして、下の説明書きの部分ですが、見守りや安否確認が必要と思われる 65 歳以上の高齢者を対象に、訪問連絡員が週 1 回から月 1 回程度訪問し、訪問内容を市に報告頂く事業でございまして。必要に応じて、簡単な家事支援を実施していただく場合もございまして。

スライド 29 番 「見守りサポーター派遣事業」は、シルバー人材センターに委託しておりまして、説明書きの部分ですが、認知症高齢者等や同居している家族が必要とするときに、研修を受けた見守りサポーターが居宅を訪問し、家族などに代わって見守りや話し相手となり、状況の報告を行って頂く事業です。

スライド 30 番 「高齢者見守りネットワーク事業」の実施状況です。下に説明書きがございまして、対象者を特定せず、この事業の趣旨にご賛同、ご登録頂いた、協力機関・協力団体・協力事業者の皆様に、普段の生活や日常業務の中で地域の高齢者をさりげなく見守っていただき、「いつもと違うな」「おかしいな」など気付

いたときに市へ連絡して頂く事業でございます。現在、協力事業者として 76 事業所にご登録頂いております。

スライド 30 番 「配食サービス事業」の実施状況です。下に説明がございまして、一人暮らしの高齢者、又は高齢者の世帯で、栄養の改善が必要な方、またはその状態になることが予測される方などを対象に、食事を提供し、配達時に安否確認を行って頂き、市に報告頂く事業でございます。

以上、令和 2 年度 地域包括支援センター 包括支援系の事業実施状況についての説明を終わります。

事務局 引き続き介護予防系の事業の説明をいたします。

(川内係長) 資料 1-2、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）利用件数について、令和 2 年度は、前年度と比較し、252 件の減となっています。

スライド 3 番 通所型サービス C（短期集中サービス）については、リハビリ専門職が 3 か月、最長 6 か月までの短期間で集中的に行うサービスで年度をまたがることもあり、令和 2 年度利用者は 14 名、延 151 名、うち 6 か月終了者は 6 名となっています。終了後の状況は、以下のとおりです。

スライド 4 番 通所型サービス C の体力測定の結果について、初回と 3 か月、6 か月に評価を行っており、歩行に関するタイムアップ&ゴーと 5 メートル歩行は一部を除いて少しずつ改善しています。椅子立ち上がりは少しずつ増加しています。バランスは効果が出にくいですが、初回と比較すると少し伸びています。通所型サービス C の利用者の中には、現行の通所型サービスの利用は拒否されるため、導入前にこの通所型サービス C を利用した後、現行の通所型サービスの利用につながる方もいました。

スライド 5 番 介護予防支援事業について、要支援認定者の介護予防サービス計画、ケアプランを地域包括支援センターで作成。平成 28 年度をピークに少し減少しています。令和 2 年度は約 5 割を居宅介護支援事業所に委託し、委託件数も以前より減少しています。作成の合計は 8,246 件、委託 4,177 件です。

スライド 6 番 介護予防支援プランは、訪問看護、訪問・通所リハ、福祉用具等利用する場合の計画であり、通所型サービス（デイサービス）・訪問型サービス（ホームヘルプ）を利用する場合は、介護予防ケアマネジメントを実施。令和 2 年度の件数は、グラフのとおりです。

スライド 7 番 いきいき百歳体操活動支援事業について、実施箇所数は、平成 28 年度から開始し、令和 2 年度末時点で 49 箇所が実施していて、登録人数 1,117 人となっています。地区別開催団体は、表のとおりで、南波多が 0 となっていました。

たので、老人クラブの集まりに出向き、1か所出前講座をする段階でコロナの感染拡大にて中止になりました。状況を見ながら今年度1箇所でも開始できたらと考えています。

介護予防についての出前講座は30回、473人の方に行っています。百歳体操では教室として開催するまで、週1回実施するところに月1回重りを持参して支援しています。新しく教室として行っているところに67回行き、延1,022人が参加、うち理学療法士には54回、84人に協力していただいています。

スライド8番 いきいき百歳体操の体力測定結果について、平成28年度から令和2年度までの初回と3か月後の比較では、特に足の筋力アップによる歩行状態をみると、タイムアップ&ゴーと椅子立ち上がりは改善がみられ、5メートル歩行は、平成29年度と平成30年度に特に改善がみられています。平成29年度からは、重りなしで体操を開始してから体力測定を実施しているため、初回の数値が前年より少し良い状態から開始しています。

また、タイムアップ&ゴーについて、個人的に見てみますと、12秒から13秒以上かかっていた人が10秒以内になった人もいました。バランスをみる片足立ちや握力は個人差もあり、著大な変化は現れにくいようです。

スライド9番 1年後のアンケート調査の結果では、身体面の変化として多いものは「体力がついた」「腰痛や膝の痛み等がなくなった」等、また、精神面の変化では「おしゃべりが楽しくなった」「友人・知人ができた」となっています。その他の意見として「友達を増やしたい」「毎日家で体操をしようと思っても続かない」「体操の日を楽しみにしています」「体操後に情報交換するのも楽しみの一つです」等ありました。令和2年度は、コロナ感染拡大防止のために、6月から開始になりました。それまでに自宅でできる体操の紹介とケーブルテレビの協力を得て、百歳体操を収録して一定期間放送してもらいましたが、「最初はテレビを見てしてみたが続かず、みんなで集まってするから継続できる」「休んだことで立ち上がりがきつく、毎週継続してきたから維持できていたと思った」との感想が聞けました。さらに、11月には人数を制限してステップアップ講座を実施し、後日ケーブルテレビで放送してもらいました。

スライド10番 高齢者生きがいづくり講座開催事業については、老人福祉センターにおいて、陶芸・手芸・園芸の各講座を開催し、高齢者の趣味活動の促進を図っています。

スライド11番 閉じこもり予防教室開催事業について、気功、たっしゅか体操、リズム運動教室、はつらつ会を開催していて、はつらつ会は、いきいき百歳体操教室として実施し、参加者数が増えています。

スライド12番 認知症予防事業について、高齢者健康教室を敬愛園に委託し開催していま

すが、令和 2 年度は、コロナ禍のため、中止になり、開催できませんでした。

いきいき脳の健康教室は、週 1 回教室での簡単な読み書き・計算の学習と教室以外の日は自宅で学習する内容で、令和 2 年度は 25 名、延 486 名の参加でした。

スライド 13 番 認知症サポーター養成講座について、「認知症の人とその家族の会」と協力し、市の出前講座として実施。平成 28 年度からは小学校でのキッズサポーター養成講座を実施しており、令和 2 年度は 2 校、大川小、黒川小の参加がありました。南波多郷学館は 3 月予定でしたが、コロナのため、中止となりました。令和 3 年 3 月末で 5,894 名が受講されています。

スライド 14 番 認知症カフェについては、ひまわりカフェと呼んでいて、「認知症の人とその家族の会」主催で、地域包括支援センターと協働で、伊万里市民図書館内の福祉喫茶「あおぞら」で開催していましたが、令和 2 年度は途中から「かたろう会」と同時開催したりしながら 6 回、197 人参加されています。なかなかコロナ禍で市民図書館での開催が難しい状況ではありますが、今後状況を見て再度開催を検討したいと思っています。

スライド 15 番 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は令和 2 年度からの新規事業です。高齢者の特性を踏まえた健康増進に向けた取組の推進で、ハイリスクアプローチは、糖尿病性腎症重症化予防として、検診結果から対象者をリストアップし個別訪問しました。コロナ禍でなかなか会えない人もいましたが、延 33 人に対応しました。

スライド 16 番 ポピュレーションアプローチとしては、通いの場において、令和 2 年度は新規の 9 グループにフレイル予防などの情報提供を行い、運動指導・栄養指導等実施しました。さらに健康出前講座として、希望されるところ 17 グループに 24 回認知症予防、転倒予防、筋肉をつける食事などお話を実施しました。以上、介護予防係の説明でした。

水上会長 はい、どうもありがとうございました。多岐にわたり色々やっていますけども、それなりの実績は出ているように思います。何か質問はありませんか。

最初の認定者数。高齢者はどんどん増えているのに、認定者数は減ってきているっていうのは認定の仕方が変わったっていうか、これはどうしてでしょうか。わからないけどこうなってしまったということですかね。人口も減っています。これは絶対数ですよ。高齢者も増えているのに認定者数は…。

事務局 はい。認定者数の中には平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されまして、認定の仕方が変わってきております。
(川内係長)

水上会長 そうですね。

事務局 はい。チェックリストを用いまして軽度の方が事業対象として認定をされますが、一つは相談に来られた時の内容によっては、百歳体操とか身近な所に行って、ちょっと足腰が弱っているとか、そういった方に地域の介護予防の教室や百歳体操に繋げる件数もできるだけ増やしたいということで行っております。ただ、そこでこの検証に直結しているとは言い難いですが、できましたらその効果が出てくれればと思っております。

水上会長 はい、褒めてよかですか。8 番目の総合相談支援事業が令和 2 年度からすごく増えていきますよね、相談件数が。これは皆さんが優しく応対しているので色々こうなったと思います。ですからこれは良いほうの実績だと思います。この相談件数が多くなったのは悪いのではなくて、多いのは良いことだと思います。ただ、これだけの人数になってくると、スタッフの人数は足りますか。（相談件数が）増えてくると、これは人対人の相対することですから時間的なものがすごく取られてくると思うのですけども、雑にするとそれはいくらでも出来ますが、これを満足させようとするスタッフの数が必ずいると思います。これ以上だったら無理よねっていうのは書き出しといってもらってください。そして次のときもまた整理したいと思います。

 よろしいですね。時間もありますので、次に進みたいと思います。

（３） 令和 3 年度地域包括支援センター運営方針

事務局 説明をする前にまず 1 点訂正をお願いします。「④在宅医療・介護連携推進事業」とありまして、その 1 つ目の「在宅医療・介護連携支援センター（伊万里有田共立病院内）」というところを令和 2 年度まで共立病院内にこのセンターを置いておりましたけども、新型コロナの感染拡大もありまして病院のほうから立花町に事務所を構えて事務所を設置しております。伊万里有田共立病院内から立花町に設置と訂正をお願いいたします。

水上会長 立花町のどこですか。

事務局 長屋形態で司法書士事務所などが入っている場所の一角ですが、位置の説明が難しくて・・・。

水上会長 立花町事務所ということでよろしいでしょうか。

事務局 はい、病院の中からは出られているということでもよろしいかと思います。

(力武副所長) では運営方針についてご説明をいたします。

『第 5 次高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画における基本理念』を安心で健やかな暮らしづくりとし、基本方針を地域包括ケアシステムの深化・推進と定めておりまして、1 つ目として「いきいきと元気に暮らす地域づくり」、2 つ目に「住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり」、3 つ目に「介護保険制度の円滑な運営について長寿社会課全体で取り組むこと」にしております。この中で地域包括支援センターが中心となるのが 2 つ目の「住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり」になります。具体的な取り組みにつきましては下の四角で囲った「包括的支援事業等」に記載しておりますが、その中で☆印をつけております。「②権利擁護業務の成年後見制度の利用促進」「⑤生活支援体制整備事業」「⑥認知症総合支援事業」「いきいき百歳体操活動支援」について、令和 3 年度の重点事業として取り組むことにしております。事業の詳細につきましては先ほど資料 1 で詳しく説明いたしましたので省略させていただきます。以上で説明を終わります。

水上会長 ただ今説明頂きましたけども、何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。それでは先にいきたいと思います。

(4) 令和 3 年度介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定

事務局 資料の 3 をご覧ください。

(前田) 四角で囲んだところに介護予防支援サービス事業に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所の選定基準を載せております。こちらの 3 において、選定した居宅介護支援事業所は運営協議会の承認を受けるものとなっておりますので、今回議題の方に挙げさせていただいております。次のページをご覧ください。令和 3 年度の介護予防ケアマネジメント業務委託事業所については、令和 2 年度の第 2 回運営協議会でもお諮りしております。その後、追加や廃止などの変更はあっておりません。ナンバー 22、23 については、伊万里に住所を置いたまま一時的に住まいを市外に移される方がいらっしゃいますので、市外の居宅介護支援事業所の方に委託をしています。以上で説明を終わります。承認の審議のほど、よろしくお願いいたします。

水上会長 はい、どうでしょうか。今説明をいただきましたが、承認事項でございます。「ここはまずかよ」とか何か、意見ありましたらよろしくお願いいたします。ほとんど前と一緒にという説明がありましたけども、よろしいでしょうか。承認いただけますでしょうか。

《委員頷く》

それでは承認いただいたということで。

続きまして（５）の「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」について事務局より説明をお願いします。

（５） 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化

事務局 資料４の準備をお願いいたします。

（力武副所長） 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化につきましては平成 30 年度 7 月に厚生労働省で全国統一の評価指標を策定し、地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等で検討を通じて適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化をすすめることとされております。今年 6 月に国に報告した地域包括支援センター運営状況調査から「①センター状況の指標と伊万里市の評価」を一覧としております。全体的には伊万里市は市直営の地域包括支援センターであることから、庁内や関係機関、地域の様々な社会資源等と連携した業務を行うことができていると評価しております。2 面の上から 2 つ目の「消費者被害に関する情報を民生委員、ケアマネ、ホームヘルパー等と情報提供する取り組みを行っているか」についてが×になっております。これは昨年度新型コロナウイルスによる影響で研修会の開催が縮小されたことが影響しております。今年度は民生委員やケアマネ等が構成委員になっております。コミュニティケア会議において、消費者以外に関する情報提供を行い、今回出来なかった指標について改善を図っていく所存であります。このセンター資料は毎年変更されることから、なかなか全てを○にするというのは難しい状況ですが、地域包括支援センターの機能強化に向けて今後も取り組むことにしております。2 枚目の「②センター人員体制」につきましては今年 4 月末時点での報告を行っております。一番上の表に職種・勤務年数別の人員体制を記載し、右端に記入しておりますように認知症地域支援推進員を職員 2 名、また生活支援コーディネーターを職員 5 名が兼務いたしております。先ほどの資料で説明しました包括的支援事業を担当しておりますのが、中央の表アに記載している職員になります。右下の四角で囲ったところに記載をしておりますように、包括的支援事業に従事する 3 職種は保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員となりますが、この 3 職種一人当たりの高齢者数は令和 3 年 4 月 1 日現在で 1,918 人となり、国の指標である 1,500 人以下には及びません。しかし、先程水上会長からもありましたように、平成 18 年に 8 人の体制でスタートした地域包括支援センターが、プランナーを含めまして現在 22 名の職員体制で業務ができておりますのは、この運営協議会において人員増員のご意見をいただき、要求に繋がったことによる成果と捉えております。以上で説明を終わり

ます。

水上会長 はい、ありがとうございました。これは評価の中で○と×と書いてありますが、△というのでも結構あると思うのですが、○と×ですか。△という項目はないですか。△があれば、委員としても検討がしやすいのですが。

事務局
(力武副所長) 国に報告する時が△という表記がないものですから、それをそのまま書かせていただいております。

水上会長 わかりました。
そしたら、これだけ介護者の人数も増えてきて、老人人口も増えてきているんですけども、(職員の) 人数はいいってことですよね。色々項目が出てくると思うんですけども、その都度という形でまた最近は忙しくなりましたっていうのを報告するようにしておいてください。それが市民に対するサービスに繋がりますから。よろしくお願いします。

事務局
(力武副所長) はい。ありがとうございます。

水上会長 他に何か質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
他に事務局から何かありませんか。

(6) その他連絡事項

事務局 はい、事務局から 2 点ございます。まずは 1 点目『認知症ケアパス』について担当から紹介させていただきます。

事務局
(大庭) お手元に本日の資料としてカラーで印刷をしております『伊万里市認知症安心ガイドブック』のご用意をお願いいたします。
認知症施策におきましては、伊万里市地域包括支援センターの運営方針の中の重点項目として挙げておりました『認知症総合支援事業』の一つとして位置付けております。認知症ケアパスにつきましては全国でも推進が図られておりまして、「認知症発症予防の時点から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護を受ければいいのか、これからの流れを予め標準的に示したもの」と位置付けられております。こちらは認知症の正しい普及啓発及び認知症の方やご家族の方が情報を得るための媒体として、また地域で活動されている医療機関や介護サービスで支援をされている方や、地域の区長・民生委員の皆さんを始めとした地域住民の方に使っていただけたらと思い作成をしております。令和 3 年度を通じて、認知症ケアパスの普及啓発に努めていきたいと思っておりますので、ご所属先の皆

さまにもご紹介していただけたら幸いです。簡単ですが、以上になります。

事務局

もう 1 点、事務局からございます。

(松尾課長)

この運営協議会は年 2 回開催しておりまして、次回の開催時期は 3 月頃を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて事務局からご案内をさせていただきますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

5. 閉会

水上会長

はい、ありがとうございました。

これをもちまして、令和 3 年度第 1 回地域包括支援センター運営協議会を終わります。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。